

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分)

修正後	修正前	現行
<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 千二百円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 千六百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの</p> <p>年額 二千五百円</p> <p>二 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 二輪のもの(側車付のものを含む。)</p> <p>年額 二千四百円</p>	<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 二千四百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの</p> <p>年額 三千七百円</p> <p>二 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 二輪のもの(側車付のものを含む。)</p> <p>年額 三千六百円</p>	<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの</p> <p>年額 千二百円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの</p> <p>年額 千六百円</p> <p>ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの</p> <p>年額 二千五百円</p> <p>二 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 二輪のもの(側車付のものを含む。)</p> <p>年額 二千四百円</p>

2 ・ 3	三 二輪の 小型自動車	営業用 貨物用のもの	営業用 自家用	乗用のもの	ハ 四輪以上のもの	ロ 三輪のもの	年額	三千百円
	年額	年額	年額	年額				
	四千円	三千円	七千二百円	五千五百円				

2 ・ 3	三 二輪の 小型自動車	営業用 貨物用のもの	営業用 自家用	乗用のもの	ハ 四輪以上のもの	ロ 三輪のもの	年額	三千九百円
	年額	年額	年額	年額				
	六千円	三千八百円	一万八百円	六千九百円				

2 ・ 3	三 二輪の 小型自動車	営業用 貨物用のもの	営業用 自家用	乗用のもの	ハ 四輪以上のもの	ロ 三輪のもの	年額	三千百円
	年額	年額	年額	年額				
	四千円	三千円	七千二百円	五千五百円				

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分)

修正後	修正前	現行
<p>(所得割の課税標準) 第三十二条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。</p> <p>一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(次号において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額</p> <p>二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円</p> <p>12 16 (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第三百十三条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p>	<p>(所得割の課税標準) 第三十二条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。</p> <p>一・二一 (削る)</p>	<p>(所得割の課税標準) 第三十二条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。</p> <p>一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(次号において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額</p> <p>二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円</p> <p>12 16 (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第三百十三条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p>

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

12  
16 (略)

附則

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第十七条 この条から附則第三十条までに

おいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

一・二(削る)

12  
16 (略)

附則

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第十七条 この条から附則第二十九条の八

までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

一 前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

12  
16 (略)

附則

（土地に対して課する平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第十七条 この条から附則第三十条までに

おいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇八 (略)  
(政令への委任)  
第三十条 (略)  
(削る)

一〇八 (略)  
(政令への委任)  
第二十九条の八 (略)  
(軽自動車税の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車(電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう)、天然ガス軽自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう)、メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう)、混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう)並びに被けん引自動車を除く)に対する当該軽自動車(初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

一〇八 (略)  
(政令への委任)  
第三十条 (略)  
(新設)

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十 四条第一項 第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第四百四十 四条第一項 第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九 百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

改正案

現行

附則

附則

(施行期日)

(施行期日)

第一条 (略)

第一条 (略)

一 (略)

一 (略)

二 第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三条第二十四項、第三百十四條の四第一項、第三百二十一條の八第二十四項及び第七百三十四條第三項の表の改正規定、第四条の規定並びに附則第三条第十項、第五条第三項、第十条第十項及び第十七條の規定 平成二十六年十月一日

二 第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三条第二十四項、第三百十四條の四第一項、第三百二十一條の八第二十四項及び第七百三十四條第三項の表の改正規定、第四条の規定並びに附則第三条第十項、第五条第三項、第十条第十項及び第十九條の規定 平成二十六年十月一日

三 (略)

三 (略)

(削る)

四 (略)

四 (略)  
五 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第二項、第六条及び第十一条第二項の規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中地方税法第四百四十四條第一項の改正規定並びに附則第十三條第二項並びに第十五條第一項(第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「二十八年新法」という。))附則第三十條第一項に係る部分を除く。)及び第二項(二十八年新法附則第三十條第二項に係る部分を除く。)の規定 平成二十七年四月一日

四 (略)

五 (略)

五 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第二項、第六条及び第十一条第二項の規定 平成二十八年四月一日

六 第二条(次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条第三項、第六条、第十一条第三項、第十四條並びに第十五條第一項(二十八年新法附則第三十條第一項に係る部分に限る。)及び第二項(二十八年新法附則第三十條第二項に係る部分に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

(削る)

七 (略)

六 第二条中地方税法第三十七條の三及び第三百十四條の八の改正規定並びに同法附則第五條の四の二の改正規定並びに附則第四条第一項及び第十一条第一項の規定 平成三十年一月一日

七 第二条中地方税法第三十二條第十一項及び第三百十三條第十一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第十一條第一項の規定 平成二十九年一月一日

七(十三) (略)

八 (略)

十四 第一条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一

九(十五) (略)  
十六 第一条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一

項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十条に一項を加える改正規定並びに附則第七条第四項及び第十四条第二項の規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十五 (略)

十六 第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第十二条第二項及び第十四条第三項の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 (略)

257 (略)

8 新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9・10 (略)

第四条 (削る)

項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十条に一項を加える改正規定並びに附則第七条第四項及び第十六条第二項の規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十七 (略)

十八 第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第十二条第二項及び第十六条第三項の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 (略)

257 (略)

8 新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9・10 (略)

第四条 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法

（附則第十一条第一項において「二十九年新法」という。）第三十二条第十一項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。



附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則  
第十一条第一項において「三十年新法」という。）の規定中個人の  
道府県民税に関する部分は、平成三十年以後の年度分の個人の  
道府県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府  
県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下  
「二十八年新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部  
分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の  
法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法  
人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法  
人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道  
府県民税については、なお従前の例による。

第六条 次項に定めるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事  
業税に関する部分は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日  
以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同  
日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従  
前の例による。

2 二十八年新法第七十二条の十三第五項の規定は、附則第一条第  
五号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する事実が生ずる  
場合について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の  
地方税法第七十二条の十三第五項に規定する事実が生じた場合に  
ついては、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条（略）

2 新法第七十三条の二十七の六第一項の規定は、附則第一条第七  
号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対  
して課すべき不動産取得税について適用する。

3（略）

4 新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十四号に掲げる  
規定の施行の日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課す  
べき不動産取得税について適用する。

第十条（略）

2 7（略）

2 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則  
第十一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の  
道府県民税に関する部分は、平成三十年以後の年度分の個人の  
道府県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府  
県民税については、なお従前の例による。

3 二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則  
第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分  
の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法  
人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の  
法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の  
道府県民税については、なお従前の例による。

第六条 次項に定めるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事  
業税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日  
以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同  
日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従  
前の例による。

2 二十八年新法第七十二条の十三第五項の規定は、附則第一条第  
六号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する事実が生ずる  
場合について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の  
地方税法第七十二条の十三第五項に規定する事実が生じた場合に  
ついては、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条（略）

2 新法第七十三条の二十七の六第一項の規定は、附則第一条第九  
号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対  
して課すべき不動産取得税について適用する。

3（略）

4 新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる  
規定の施行の日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課す  
べき不動産取得税について適用する。

第十条（略）

2 7（略）

8 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

9・10 (略)  
9  
第十一条 (削る)

2| 三十年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2| 二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)  
第十二条 (略)

2 新法第三百四十八条第二項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 (略)

7 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。附則第十五条第二項において「港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧

8 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

9・10 (略)  
9  
第十一条 二十九年新法第三百十三条第十一項の規定は、平成二十

九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2| (同上)

3| 二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)  
第十二条 (略)

2 新法第三百四十八条第二項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 (略)

7 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。附則第十七条第二項において「港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧

法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8  
5  
11 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第十三条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十六年  
度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十五年度分  
までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(削る)

2| 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第  
五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除  
される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係  
る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条  
第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

(削る)

(削る)

法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8  
5  
11 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税  
に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の軽自動車税につ  
いて適用し、平成二十五年度分までの軽自動車税については、な  
お従前の例による。

2| 新法第四百四十四條第一項の規定は、平成二十七年以後の年  
度分の軽自動車税について適用し、平成二十六年分までの軽自  
動車税については、なお従前の例による。

3| 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則  
第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を  
免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車  
税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付  
又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例  
による。

第十四条 二十八年新法附則第三十條の規定は、平成二十八年度以後  
の年度分の軽自動車税について適用する。

2| 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法(昭和二十六年法  
律第八十五号)第六十條第一項後段の規定による車両番号の指定を  
受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る二十八  
年新法附則第三十條の規定の適用については、同条第一項中「受けた  
月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第十五条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第  
六十條第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の  
軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新法第四百四十四條第一  
項及び二十八年新法附則第三十條第一項の規定の適用については、次  
の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十 四條第一項第二 号ロ	三千九百円	三千百円
--------------------------	-------	------

新法第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	六千九百円	五千五百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ロの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ロ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	五千五百円	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	前項	新法第四百四十 四 条 第 二 項	四 千 円	五 千 円	2 前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四條第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
新法第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	六千九百円	五千五百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ロの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ロ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	五千五百円	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	前項	新法第四百四十 四 条 第 二 項	四 千 円	五 千 円	2 前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四條第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
新法第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	六千九百円	五千五百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ロの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ロ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	第四百四十 四 条 第 一 項 第 二 号 ハ	三千九百円	三千九百円	二十八年新法附則第三十条第一項の表第四十四号ハの項	五千五百円	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第	前項	新法第四百四十 四 条 第 二 項	四 千 円	五 千 円	2 前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四條第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(事業所税に関する経過措置)  
 第十四条 (略)

2 新法第七百一条の三十四第二項の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

3 新法第七百一条の三十四第三項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用する。

4 6 (略)

第十五条 第二十一条 (略)

(事業所税に関する経過措置)  
 第十六条 (略)

		新法第四百四十四 条第三項	前二項	号。以下「平成二十六年改正法」という。) 附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項
		二十八年新法附 則第三十条第二 項	前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の
	前項各号	附則第三十 条第一項		平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号
	前二項		第一項及び前項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号

2 新法第七百一条の三十四第二項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

3 新法第七百一条の三十四第三項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用する。

4 6 (略)

第十七条 第二十三条 (略)